

**令和６年度　介護サービス事業者実地指導提出資料**

**自主点検表　宿泊サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 開設法人の名称 |  |
| 開設法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 記入者名 |  |
| 連絡先 | 　電話： | 　ＦＡＸ： |
| 　Ｅメール： |
| 記入年月日 | 　令和　　年　　月　　日 |

R6.4.1版

 自主点検表記入要領

（１）「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。

（２）「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き

「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」

等の選択肢が記載されている場合もあります。）

自主点検における留意事項

（１）毎年定期的に実施し、項目ごとの基準を確認してください。

（２）事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してくださ

い。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 指針 | 久喜市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針 |

**自主点検表目次**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | ページ |
| 第１ | サービスの届出等 | ４ |
| １ | サービスの届出等 | ４ |
| 第２ | 宿泊サービス事業者の責務 | ４ |
| １ | 宿泊サービス事業者の責務 | ４ |
| 第３ | 人員にかかる基準 | ４ |
| １　　 | 介護職員等 | ５ |
| ２ | 管理者 | ５ |
| 第４ | 設備に関する基準 | ５ |
| １ | 設備及び備品等（宿泊室） | ５ |
| 第５ | 運営に関する基準 | ６ |
| １ | 内容並びに手続きの説明及び同意 | ６ |
| ２ | 宿泊サービス提供の記録 | ６ |
| ３ | 宿泊サービス等の取扱方針 | ６ |
| ４ | 身体的拘束等の禁止 | ６ |
| ５ | 宿泊サービス計画の作成 | ６ |
| ６ | 介護等 | ６ |
| ７ | 利用料等の受領 | ７ |
| ８ | 緊急時等の対応 | ７ |
| ９ | 運営規程 | ７ |
| １０ | 勤務体制の確保等 | ７ |
| １１ | 定員の遵守 | ７ |
| １２ | 非常災害対策 | ７ |
| １３ | 衛生管理等 | ７ |
| １４ | 掲示 | ８ |
| １５ | 秘密保持等 | ８ |
| １６ | 広告 | ８ |
| １７ | 苦情処理 | ８ |
| １８ | 事故発生時の対応 | ８ |
| １９ | 記録の整備 | ８ |

| 自主点検項目 | 点検のポイント | 点検結果 | 参考【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　サービスの届出等 |
| １ サービスの届出等 | 指定地域密着型通所介護、指定（介護予防）認知症対応型通所介護、第１号通所介護事業（以下、「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業者は、指定地域密着型通所介護等の提供に支障が無い場合において、利用者に対して、指定地域密着型通所介護等事業所の設備又はそれ以外の設備を利用し、夜間・深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合は届出をすることとなっています。 |  | 指針第1の2（1） |
|  | ①　宿泊サービスの利用者は、指定地域密着型通所介護事業所等を利用している者となっていますか。 | いる　いない | 指針第1の2（4） |
|  | ②　宿泊サービスの設備は、次のいずれかに該当しますか。　　　□　当該指定地域密着型通所介護事業所等の設備の一部　　※　宿泊室に使用している部屋の名称（用途）　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等□　事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等□　事業所等と別の敷地内の建物内にあり、他に用途が定められていない部屋　等 | 該当する□にチェック | 指針第1の2（1） |
|  | ③　宿泊サービスを実施していることについて、市に届出を行っていますか。　・　開始届　　　　　　　宿泊サービスの提供開始前　・　変更届　　　　　　　変更の事由が生じてから１０日以内　・　休止届又は廃止届　　休止又は廃止の日の１月前まで | いる　いない | 指針第6の1 |
| 第２　宿泊サービス事業者の責務 |
| １　宿泊サービス事業者の責務 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めていますか。 | いる　いない | 指針第1の4（1） |
|  | ②　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービス提供を行っていますか。 | いる　いない | 指針第1の4（2） |
|  | ③　サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。 | いる　いない | 指針第1の4（3） |
|  | ④　宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画等に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供していますか。 | いる　いない | 指針第1の4（4） |
|  | ⑤　宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行っていますか。 | いる　いない |  |
|  | ⑥　居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けたものとなっていませんか。 | いない　いる |  |
| 第３　人員に関する基準 |
| １　介護職員等 | ①　宿泊サービスの提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員または看護職員（看護師または准看護師）を常時、利用者の数が９又はその端数を増すごとに１以上確保していますか。 | いる　いない | 指針第2の1（1） |
|  | ②　介護職員については、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修（訪問介護職員養成研修１級若しくは２級課程を含む）を修了した者となっていますか。※　「望ましい」とされており必須ではない。 | いる　いない | 指針第2の1（2） |
|  | ③　②以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者となっていますか。 | いる　いない |  |
|  | ④　食事等の繁忙時間帯においては、①の提供時間帯を通じて配置しなければならない職員数に加えて必要な員数を確保していますか。 | いる　いない | 指針第2の1（3） |
|  | ⑤　緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っていますか。※　宿直でも差し支えないものとする。 | いる　いない | 指針第2の1（4） |
| ２　管理者 | 　宿泊サービス事業所ごとに、当該宿泊サービス事業所に勤務する者の中から管理者を定めていますか。 | いる　いない | 指針第2の2（1） |
| 第４　設備に関する基準 |
| １　設備及び備品　等（宿泊室） | ①　個室宿泊室ア　宿泊室の定員は、１室あたり１人となっていますか。　※　利用者の希望等で処遇上必要と認められる場合（例：夫婦）は２人も可。 | いる　いない該当なし | 指針第3の2（2） |
|  | イ　宿泊室の床面積は、１室あたり７．４３㎡以上（２人利用の場合は１４．８６㎡以上）となっていますか。 | いる　いない |  |
|  | ②　個室以外の宿泊室ア　宿泊室の定員は、１室あたり４人以下となっていますか。 | いる　いない該当なし |  |
|  | イ　宿泊室の面積を合計した面積は、７．４３㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上としていますか。（利用定員から個室の定員数を減じた数）×７．４３≦（個室以外の宿泊室の合計面積） | いる　いない |  |
|  | ウ　宿泊室の構造は利用者のプライバシーが確保されていますか。※　例：カーテンやパーテーション等により利用者同士の視線の遮断が確保さ　　　れるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではない。 | いる　いない |  |
|  | エ　利用者の希望等により処遇上必要な場合を除き、男女が同室で宿泊することがないよう配慮していますか。 | いる　いない |  |
|  | ※　男女同室の有無　　　　　□　有　　　　□　無（理由） |  |  |
|  | ③　指定地域密着型通所介護事業所の設備及び備品を使用する場合は、当該指定地域密着型通所介護等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用していますか。 | いる　いない | 指針第3の2（1） |
|  | ④　宿泊室のほか、次の設備・備品を備えていますか。・　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・　宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品 | いる　いない |  |
| 第５　運営に関する基準 |
| １　内容並びに手続きの説明及び同意 | ①　事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。・　運営規程の概要・　管理者の氏名・　宿泊サービス従業者の勤務体制・　その他利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項 | いる　いない | 指針第4の1（1） |
|  | ②　上記①の説明に際して、宿泊サービスが通所介護サービスとは別のサービスであることを明確にしていますか。 | いる　いない | 指針第4の1（2） |
| ２　宿泊サービス提供の記録 | ①　事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していますか。 | いる　いない | 指針第4の2 |
|  | ②　事業者は、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | いる　いない |  |
| ３　宿泊サービス等の取扱方針 | 　事業者は、懇切丁寧に、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明していますか。 | いる　いない | 指針第4の3 |
| ４　身体的拘束等の禁止 | ①　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。 | いない　いる　　事例なし |  |
|  | ②　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録していますか。 | いる　いない　　事例なし |  |
| ５　宿泊サービス計画の作成 | ①　事業者は、宿泊サービスを４日以上連続して利用することが予定されている利用者については、次の事項を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成していますか。・　利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等・　利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等のサービスとの継続性の配慮・　利用者の指定居宅介護支援事業者等との密接な連携 | いる　いない | 指針第4の4（1） |
|  | ②　事業者は、宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付していますか。 | いる　いない | 指針第4の4（3） |
|  | ③　４日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者について、宿泊サービス計画を作成していますか。 | いる　いない | 指針第4の4（1） |
| ６　介護等 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | いる　いない | 指針第4の5（1） |
|  | ②　介護は、利用者のプライバシー、尊厳の確保に十分に配慮し行っていますか。 | いる　いない | 指針第4の5（2） |
|  | ③　利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助、又はおむつの交換を適切に行っていますか。 | いる　いない | 指針第4の5（3）、（4） |
|  | ④　利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | いる　いない | 指針第4の5（5） |
|  | ⑤　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | いる　いない | 指針第4の6（1） |
|  | ⑥　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | いる　いない | 指針第4の6（2） |
| ７　利用料等の受　領 | 契約及び利用料その他の費用の請求にあたって、通所介護サービスと混同しないよう、明確に区分して記載するなどしていますか。 | いる　いない | 指針第4の1（2） |
| ８　緊急時等の対　応 | 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。※　協力医療機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | いる　いない | 指針第4の9 |
| ９　運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　サービス提供日及びサービス提供時間④　利用定員⑤　宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑥　宿泊サービス利用に当たっての留意事項⑦　緊急時等における対応方法⑧　非常災害対策⑨　その他運営に関する重要事項 | いる　いない | 指針第5の1 |
| １０　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めていますか。 | いる　いない | 指針第5の2（1） |
|  | ②　当該従業者によって宿泊サービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 | いる　いない | 指針第5の2（2） |
|  | ③　宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | いる　いない | 指針第5の2（3） |
| １１　定員の遵守 | 運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行っていませんか。 | いない　いる | 指針第5の3 |
| １２　非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従事者に周知していますか。 | いる　いない | 指針第5の4（1） |
| ②　定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | いる　いない |  |
| ③　利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | いる　いない | 指針第5の4（2） |
| １３　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器、リネン類及び寝具その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 指針第5の5（1） |
|  | ②　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 | いる　いない | 指針第5の5（2） |
| １４　掲示 | 事業所の見やすい場所に、次の事項について掲示していますか。①　運営規程の概要②　管理者の氏名③　宿泊サービス従業者等の勤務の体制④　苦情処理の概要⑤　緊急時の避難経路⑥　その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | いる　いない | 指針第5の6 |
| １５　秘密保持等 | ①　宿泊サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない　いる | 指針第5の7（1） |
|  | ②　宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 指針第5の7（2） |
|  | ③　指定居宅介護支援事業者等との連携に用いるため、利用者及びその家族から、個人情報を用いることの同意をあらかじめ文書により得ていますか。 | いる　いない | 指針第5の7（3） |
| １６　広告 | 1. 宿泊サービスの広告について、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。
 | いない　いる | 指針第5の8 |
|  | ②　介護保険サービスとは別のサービスであることを明記していますか。 | いる　いない |  |
| １７　苦情処理 | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 指針第5の9 |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる　いない事例なし |  |
| １８　調査への協力等 | 　提供した宿泊サービスに関して、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行っていますか。 | いる　いない | 指針第6の3 |
| １９　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行っていますか。 | いる　いない事例なし | 指針第5の10（1） |
|  | ②　必要に応じて県等の関係機関に情報提供を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない事例なし |  |
|  | ③　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる　いない事例なし | 指針第5の10（2） |
|  | ④　利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる　いない事例なし | 指針第5の10（3） |
| ２０　記録の整備 | 従業者、設備、備品に関する諸記録を整備していますか。また、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。　①　具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録　②　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　③　宿泊サービス計画　④　苦情の内容等の記録　⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる　いない | 指針第6 |